

第4章 保有個人情報の利用及び提供

第10条 利用及び提供の制限

第10条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関内における利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 法令等に定めがあるとき。
- 三 出版、報道等により公にされているとき。
- 四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 五 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 六 同一実施機関内で利用する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

2 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関以外の者への提供（以下「目的外提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 法令等に定めがあるとき。
- 三 出版、報道等により公にされているとき。
- 四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 五 専ら学術研究又は統計の作成のために提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 六 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関等（以下この号において「国等の機関」という。）に提供する場合で、国等の機関が事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

3 実施機関は、目的外利用又は目的外提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

趣 旨

1 第1項及び第2項は、実施機関が、届出を行った事務の目的を超えて保有個人情報を当該実施機関内で利用すること（以下「目的外利用」という。）及び届出を行った事務の目的を超えて保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供すること（以下「目的外提供」という。）を原則として禁止するとともに、その例外として、目的外利用又は目的外提供をすることができる場合を明らかにしたものである。

都が都民のために事業を行うに当たり、都民の負担の軽減など本人の利益や能率的な行政

を考慮すると、既に収集している保有個人情報の目的外利用又は目的外提供をすることが適当な場合があり得る。そこで、一定の制限の範囲内で、これを認めるものとしたものである。

- (1) 各項第1号の「本人の同意があるとき」とは、目的外利用又は目的外提供をすることについて、本人が文書又は口頭により同意している場合をいい、個々の対象者に個別に、又は対象者全体に対して、事前に他の目的に利用又は提供をすることがある旨を説明した上で、収集する場合を含むものである。
- (2) 各項第2号の「法令等に定めがあるとき」には、法令等で目的外利用又は目的外提供をすることができることを明らかに定めている場合はもとより、法令等の趣旨、目的により目的外利用又は目的外提供をできると解される場合も含まれる。
- (3) 各項第3号の「出版、報道等により公にされている」とは、新聞、書籍、テレビ、ラジオ等により、一般に、取得し、又は知り得る状態にあり、その公知性に疑義がないことをいう。
- (4) 各項第4号の「生命、身体又は財産の安全を守るため」とは、火災又は地震等の災害による生命、身体又は財産の損失のおそれのほか、犯罪等の人為的危険などから個人を守ることをいう。

また、「緊急かつやむを得ない」とは、危険を避けるためには、個人情報の目的外利用又は目的外提供をする以外に適当な手段がなく、かつ、時間的余裕のない場合などである。

- (5) 各項第5号の「専ら学術研究又は統計の作成のため」とは、保有個人情報を利用する者や提供を受けた者が、専ら統計の作成や学術研究のために保有個人情報を利用することを目的としており、その利用に供するために目的外利用又は目的外提供をする場合である。

なお、本号の「統計」は、条例第30条第4項の規定の適用を受けない統計のことである。

- (6) 各項第6号は、実施機関、国及び地方公共団体等は、法律、条例等の定めるところにより事務を執行しており、その執行に当たり都民の負担の軽減、行政サービスの向上や行政の迅速性などを図る観点から個人情報を同一実施機関内で利用し、あるいは、他の機関から個人情報の提供を受けて利用する場合があるが、この条例は、公の機関内の個人情報の利用・提供についても、個人の権利利益保護の観点から制限を加えているものであるから、目的外利用又は目的外提供をする場合には、目的外利用先の事務又は目的外提供先の事務の目的に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があるときに限って認めることとしたものである。

「実施機関等」の「等」は、東京都議会を指す。

「相当な理由がある」とは、社会通念上、客観的にみて合理的な理由のあるときである。相当な理由があるかどうかは、個人情報の内容や当該個人情報を使用される目的などを勘案して、個別に判断する必要がある。

- 2 第3項は、第1項各号又は第2項各号の規定に該当して目的外利用又は目的外提供をする場合であっても、それが本人や第三者の権利利益を不当に侵害してはならないことを明らかにしたものである。

「第三者の権利利益を不当に侵害する」場合としては、例えば、第三者が実施機関に提供したある個人情報について、実施機関が他の機関へ提供することが当該第三者（情報を提供した者）の権利利益を害することになると認められる場合などが挙げられる。

運 用

- 1 目的外利用又は目的外提供をする場合には、利用又は提供の相手方に、使用目的、使用方法、必要とする個人情報内容及び人数などを明記した文書の提出を求めるなど、目的外利用又は提供の判断に当たってはその必要等を十分に吟味し、慎重に行う必要がある。
- 2 目的外利用又は目的外提供をする場合には、必要に応じ、利用又は提供の相手方に対し、使用目的や方法など必要な条件を付すこと。
- 3 本人の同意による場合における事前に他の目的に利用又は提供をすることがある旨の説明の方法としては、一般的には、個人情報を収集する際に調査票、申告書等に他の目的に利用し、又は提供をすることがある旨を明示し、同意を求めることなどが考えられる。
- 4 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）や弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会は、法令等の趣旨、目的により相手方に報告すべき義務を課すものと解される。
- 5 特定の者のみを対象として作成・配付されているものなどの公知性に欠けるものは、出版、報道等により公にされているとして目的外利用又は目的外提供をすることができないものであるから、留意すること。
- 6 学術研究又は統計の作成のために目的外利用又は目的外提供をする場合は、利用者や受領者に対して、公表する際は個人が識別できない形で行うことを条件に付するなど、個人の権利利益の侵害とならないよう留意すること。

関係規則・要綱

【東京都個人情報取扱事務要綱】

第3 報告事項

（保有個人情報の目的外利用・目的外提供の報告）

2 保有個人情報の目的外利用又は目的外提供を行う場合は、次のとおりとする。

- （1）条例第10条第1項又は第2項の規定に基づき各局等が、保有個人情報の目的外利用又は目的外提供を行うに当たっては、相手方から文書を求める方法によって行うものとし、原則として、「保有個人情報の目的外利用・目的外提供の依頼について」（別記第2号様式）による。
- （2）各局等は、保有個人情報の目的外利用又は目的外提供をする場合には、必要に応じ、利用又は提供の相手方に対し、使用目的や方法など必要な条件を付するものとする。
- （3）各局等は、保有個人情報の目的外利用又は目的外提供を行った場合には、「保有個人情報の目的外利用・目的外提供の実績報告書」（別記第3号様式）により毎月、情報公開課に報告する。
- （4）条例第10条第1項第6号を根拠とする目的外利用又は同条第2項第6号を根拠とする目的外提供については、各局等は、利用又は提供を行った後、「条例第10条第1項第6号に係る保有個人情報の目的外利用報告」（別記第4号様式）又は「条例第10条第2項第6号に係る保有個人情報の目的外提供報告」（別記第4号様式の2）により速やかに情報公開課に報告する。

第11条 外部提供の制限

第11条 実施機関は、保有個人情報の実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

2 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合に限り、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供を行うことができる。

趣 旨

- 1 実施機関は、この条例が直接適用されるものであり、適正管理等の規制を受けるものである。
一方、実施機関以外のものへの提供の場合は、提供を受ける実施機関以外のものに対しては、条例の拘束が直接及ぶものではないことから、「実施機関以外のもの」への提供について、その取扱いを定めたものである。
- 2 第1項は、実施機関は、届出を行った事務の目的内であると目的外であるとを問わず、実施機関以外のものへの保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をするときは、個人情報に対する適切な取扱いを確保するため、相手方に対して、必要な措置を講ずることを求める義務があることを明らかにしたものである。
- 3 「必要な措置」とは、提供される個人情報の保護についての職員に対する指導の徹底、内部管理規程の整備、電子計算機による処理の場合におけるアクセス制限の措置などを講ずることである。
- 4 第2項は、通信回線による電子計算組織の結合（以下「オンライン」という。）による処理は、都民サービスの向上と事務処理の効率化に大きな成果を発揮しているが、その反面で、情報の利用が簡単にできることなどから、プライバシー保護のための安全対策が必要であるので、実施機関が、オンラインによる外部提供をする場合について、事務の執行上必要かつ適切と認められること及び提供する相手方に個人情報保護のために必要な措置が講じられていることを条件として定め、この条件を満たす場合には、オンラインによる外部提供を行うことができる旨を明らかにしたものである。
- 5 「必要かつ適切」とは、その方法によることが、事務の目的内容にかんがみ、必要で、かつ、ふさわしいものであることをいう。具体的には、住民サービス向上のために、個人情報をオンラインにより処理することが、迅速性、利便性の理由から社会通念上是認されるなど単に必要性の有無のみでなく、保有個人情報を取り扱う事務の具体的内容に照らしふさわしいものであるか否かも判断の要素とすべきとの趣旨である。
- 6 「必要な保護措置が講じられている」とは、個人情報保護のための規程が定められていること、安全のための措置が講じられていることなどをいう。安全のための措置とは、例えば、アクセス制限、情報の内容の暗号化等が図られていることである。
- 7 「通信回線による電子計算組織の結合」とは、オンライン処理を指す。オンライン処理と

は、電子計算組織と端末機を通信回線（光ケーブルなどを含む。）で結び、データの発生するところから端末機等により直接入力をし、又は入力をした結果を必要とするところに直接出力させる方法をいう。